

平成31年1月21日

## 大規模災害時、ケガ人を助け、病院機能を守る 『緊急医療救護所』設置・運営訓練を実施

八王子市では地震などの災害発生時、市内15ヶ所の災害拠点病院等の近接地に「緊急医療救護所」を開設し、トリアージと軽症者の応急手当を行います。中等症者、重症者は「緊急医療救護所」から病院へ搬送することとしています。

今回は、東京医科大学八王子医療センターにおいて下記のとおり、「緊急医療救護所」設置・運営訓練を行います。

### ? 「緊急医療救護所」とは…

阪神淡路大震災発災時、病院機能の低下・病院に軽症者が殺到したことで、救助されてきた重傷者に十分な医療資源を提供できず、多くの尊い命を救うことができませんでした。その教訓をふまえ、二度と同じことが起きないように、病院等の近くに「緊急医療救護所」を設置し、トリアージと軽症者の応急手当を行う制度ができました。

#### 1 実施日

平成31年2月3日（日）

#### 2 時間

午前9時～12時頃

#### 3 実施場所

東京医科大学八王子医療センター  
（館町1163）  
「緊急医療救護所」設置予定地  
（八王子薬剤センター薬局東側空地）

#### <訓練に関するお問い合わせ>

東京医科大学八王子医療センター  
防火防災対策室長 丸山  
TEL：042-665-5611（代表）

#### <八王子市担当者連絡先>

八王子市 医療保険部 地域医療政策課  
担当：課長 市川 TEL：042-620-7292



訓練に参加してボランティアスタッフになろう！

東京医科大学八王子医療センター  
**緊急医療救護所訓練**